



平成26年5月23日

各 位

会 社 名 株式会社クワザワ  
代表者名 取締役社長 桑澤 嘉英  
(コード番号 8104)  
問合せ先 常務取締役管理本部長 三田 久郎  
(TEL. 011-864-1112)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年5月23日開催の臨時取締役会において、「定款一部変更の件」を平成26年6月27日開催予定の第65回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 現行の業務実体との整合性に鑑み、現行第3条(目的)について記載の見直しおよび追加をするものです。
- (2) 当社の公告方法に関し、利便性の向上および公告手続の合理化を図るため、現行第5条(公告方法)を変更し電子公告を採用するものとし、併せて、やむを得ない事由により電子公告にすることができない場合の措置を定めるものです。
- (3) インターネットの普及に伴い機動的な開示体制を補完しておくことを目的とし、事業報告および計算書類について、法務省令に定めるところに従いインターネットによる開示によってみなし提供ができるようにするものとし、変更案第15条(事業報告および計算書類のインターネット開示とみなし提供)を新設するものです。
- (4) 取締役および監査役がその期待された役割を十分に発揮することができるよう、また社内外を問わず広く適任者を得られるよう取締役および監査役の責任を会社法で定める範囲で免除できる旨の規定を新設するものです(変更案第29条第1項および第40条第1項)。なお、取締役の責任免除の規定(変更案第29条第1項)の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (5) 取締役、監査役および会計監査人における責任限定契約に関する記載について、現行よりもさらに厳格に会社法の記載に基づいた表現に変更するものです(現行第28条、第39条および第43条)。
- (6) 以上の変更にあわせて条文の整備ならびに条数の変更のほか所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成26年6月27日  
定款変更の効力発生日 平成26年6月27日

以 上

【別 紙】

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>( 目 的 )</p> <p>第3条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～11. (条文省略)</p> <p>12. <u>住宅建設瑕疵担保責任保険契約および住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結の媒介または取次ぎ</u></p> <p>13. <u>前号のほか特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律により住宅瑕疵担保責任保険法人が行う業務の取次ぎ</u></p> <p>14. <u>住宅に関する完成保証、瑕疵保証および地盤保証の引受けの取次ぎ</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>15. ～16. (条文省略)</p> <p>( 公 告 方 法 )</p> <p>第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p>第6条～第14条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第15条～第27条 (条文省略)</p> <p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第28条 (新 設)</p>	<p>( 目 的 )</p> <p>第3条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～11. (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>12. <u>住宅瑕疵担保責任保険法人が提供する商品等の媒介および取次ぎ業務</u></p> <p>13. <u>車両航送船の乗車券取扱受託業務</u></p> <p>14. ～15. (現行どおり)</p> <p>( 公 告 方 法 )</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>第6条～第14条 (現行どおり)</p> <p><u>(事業報告および計算書類のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 <u>当社は株主総会の招集に際し、事業報告および計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第16条～第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、<u>善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる</u>。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額<u>の範囲内</u>とする。</p>	<p>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる</u>。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第 29 条～第 38 条 (条文省略)</p>	<p>第 30 条～第 39 条 (現行どおり)</p>
<p>(社外監査役の責任限定契約) 第 39 条 (新 設)</p>	<p>(監査役の責任免除) 第 40 条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
<p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、<u>善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる</u>。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額<u>の範囲内</u>とする。</p>	<p>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる</u>。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第 40 条～第 42 条 (条文省略)</p>	<p>第 41 条～第 43 条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の責任限定契約) 第 43 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、<u>善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる</u>。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額<u>の範囲内</u>とする。</p>	<p>(会計監査人の責任限定契約) 第 44 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる</u>。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第 44 条～第 46 条 (条文省略)</p>	<p>第 45 条～第 47 条 (現行どおり)</p>